

北海道告示第11395号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年10月11日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 道産水産物緊急消費喚起事業 東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に伴う、中国の輸入停止措置に対する緊急的な対応として、道産水産物の消費喚起を図る取組に対して予算の範囲内で補助する。	北海道漁業協同組合連合会	補助対象者が行う道産水産物緊急消費喚起事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)旅費 (2)印刷製本費 (3)通信運搬費 (4)資料作成費 (5)広告宣伝費 (6)商品開発費 (7)商品資材費 (8)水産物調達費 (9)ECサイトの送料 (10)その他事業遂行上真に必要とされる経費	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部水産局水産経営課		